

公共職業訓練のうち委託訓練や求職者支援訓練を実施している「民間教育訓練機関」の皆さまへ



「ガイドライン適合事業所認定」※1

の申請受付が始まります！

受付期間：平成30年10月1日～11月30日※2

※1 正式名称は、「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」です。

※2 申請事業所が多数となった場合には、受付を締め切る場合があります。(受付状況など、詳しくは各審査認定機関にお問合せください。)

本年度より、厚生労働省では、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに基づいて公的職業訓練(ハロートレーニング)の質向上に取り組む民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定する「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」(以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。)を実施します。

ガイドライン適合事業所認定を取得するには、ガイドライン研修を受講した人員を有し、ガイドラインに基づく自己診断を行うとともに職業訓練サービスの質の保証・向上に努めていることが求められます。なお、審査認定に当たっては、審査認定料と現地審査に係る旅費交通費(実費)が必要となります。詳しくは裏面に掲載されている審査認定機関にお問合せください。

認定取得のメリット

組織内のメリット

① 訓練の質の向上につながる。

- ・業務の明確化・明文化
- ・課題の洗い出し
- ・業務フロー(仕組み)の再構築
- ・訓練の質向上について組織内の意識の共有化
- ・PDCAサイクルを確立・運用することによる、業界を取り巻く環境変化への対応力向上 等

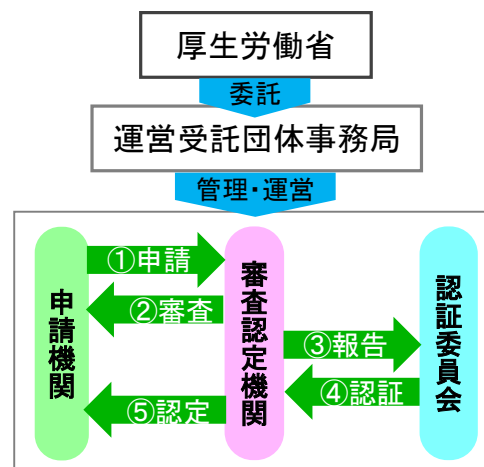
対外的なメリット

② 適合事業所名が公表される。(ガイドライン適合事業所認定の公式Webサイト上)

③ 認定証が付与される。

審査認定の仕組み

- ① ガイドライン適合事業所認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、厚生労働省から委託を受けた審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。(※申請には、審査認定機関が定める所定の審査認定料及びがかかります。)
- ② 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が事業所を訪問し現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否を決定します。
- ③ 審査認定機関は審査結果(認定の可否)を認証委員会へ報告します。
- ④ 審査認定機関による審査結果(認定の可否)を認証委員会が認証します。
- ⑤ 適合の場合には審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。



※ 申請・お問合せ先は、裏面をご覧ください。

「ガイドライン適合事業所認定」制度について、詳しくは下記をご覧ください。

【公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定】

<http://www.minkan-guideline-tekigo.info/index.html>

【厚生労働省ホームページ 職業訓練サービスガイドライン掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html



あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

＜申請事業所の区分と審査認定機関＞

下記の区分の中から各民間教育訓練機関が該当する審査認定機関を選び、ご連絡ください。

区分【1】 専門学校及び各種学校など職業教育訓練を実施している学校法人等 ＜一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(TCE財団)＞

＜審査認定機関の特長＞

当法人は、専修学校等、特に専門学校における教育の発展に寄与することを目的に40有余年にわたり各種の事業を続けてきており、現在は、専門学校の振興はもとより、幅広い教育機関、学習者を対象に、職業教育・キャリア教育の振興に寄与することを目的とした事業活動を行っています。

本事業では、今後、専門学校において学び直しとしての職業教育訓練が拡充されることを念頭に置き、職業訓練サービスガイドライン及び学校評価ガイドラインの両方に記された要求事項・評価事項における

共通性等に配慮しながら、「職業実践専門課程」等、「自己評価・学校関係者評価」を実施する専門学校が“民間教育訓練機関としての職業訓練サービス”の質の保証及び向上を図ることを目的とし、審査認定を行います。

＜お問合せ先＞

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
ガイドライン審査認定事務局 担当: 菅野・武藤
http://www.sgec.or.jp/index_new.cgi
E-mail: g-tekigou@sgec.or.jp Tel:03-3230-4814

区分【2】 資格取得や技能習得を目的とした職業訓練を実施している機関 ＜一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会(JAD)＞

＜審査認定機関の特長＞

当会は、民間教育事業者の団体が結集し、1987年に設立、31年目を迎えました。発足以来産業人の能力開発の促進を通じて、生涯能力開発の推進に寄与して参りました。能力開発カレッジをはじめとしたセミナーや、当会が認定する「優良講座」、そして優良講座修了生を対象とした表彰式を定期的に開催し、社会人の学びやキャリア形成に関する普及啓蒙活動を継続しています。

本事業を通じ、これまで蓄積してきた「資格取得や技能習得を目的とした職業訓練に関する知見」を活用し、民間教育訓練機関の「教育訓練サービスの質の向上」を図ることを目的として、審査認定を行ってまいります。

＜お問合せ先＞

一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会
ガイドライン審査認定事務局 担当: 田野倉
<http://www.jad.or.jp>
E-mail: jad-gl@jad.or.jp Tel: 03-3518-2960

区分【3】 高度な実務人材の養成を目的とした職業訓練を実施している機関 ＜JAMOTE認証サービス株式会社(JAMOTEC)＞

＜審査認定機関の特長＞

当法人では、富士通や日本電気、日立製作所などの日本を代表する企業の人事・研修部門で、社員に対する職業訓練を行った人材や高度な実務人材の育成に長年携わったスタッフを複数有しています。また、これらのスタッフに対して審査認定に関する専門研修を行い、ISO 29990等の審査や平成28年度・平成29年度のトライアルテストの審査員として従事させた実績を有しています。

本事業では、トライアルテストでの審査経験を活かし、また、職場の問題・課題解決等の高度な実務人材の養成事業を行い、かつ、サービス分野の審査経験を有する日本規格協会とも連携・協力し、審査認定を行います。

＜お問合せ先＞

JAMOTE認証サービス株式会社
ガイドライン審査認定事務局 担当: 八木・羽賀
<http://www.jamotec.co.jp>
E-mail: sec@jamotec.co.jp Tel: 03-6228-3445

区分【4】 遠隔地を含む地方都市で職業訓練を実施している機関 ＜JAMOTE認証サービス株式会社(JAMOTEC)＞

＜審査認定機関の特長＞

当法人は、平成24年5月に日本初の民間教育訓練機関等を対象としたISO 29990のサービス認証機関として設立され、これまで延べ全国650拠点を越す事業所の審査を行い、今日に至るまで一貫して民間教育訓練事業者の質の向上に貢献してまいりました。

本事業では、トライアルテストで全国各地の事業所を審査した経験を活かし、審査認定を行います。

＜お問合せ先＞

JAMOTE認証サービス株式会社
ガイドライン審査認定事務局 担当: 八木・羽賀
<http://www.jamotec.co.jp>
E-mail: sec@jamotec.co.jp Tel: 03-6228-3445

平成30年度事業では、各区分ともに30事業所程度(計120事業所程度)の審査認定を予定しています。
なお、申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために、説明会(<http://jamote.jp/tekigo2018/>)の全日程が終了した1週間後の9/18(火)より受付をいたします。